

令和6年度山形県自家消費型太陽光発電（第三者所有モデル）実証事業 補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 県は、県内における自家消費型太陽光発電の導入を推進し、再生可能エネルギーの地産地消につなげるため、地域新電力が第三者所有モデルを活用した自家消費型太陽光発電を導入してその効果を実証する事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱で定めるところにより、予算の範囲内で当該事業者に対し補助金を交付する。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）地域新電力 小売電気事業を営み、得られる収益等を活用して地域の課題解決に取り組む事業者
- （2）第三者所有モデル 自家消費型太陽光発電において、電力需要家以外の第三者が太陽光発電設備等の所有者となるビジネスモデル
- （3）オンサイトPPAモデル 第三者所有モデルのうち、太陽光発電設備等の所有者が、当該太陽光発電設備等を電力需要家の施設又は敷地に設置し、所有及び維持管理を行った上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式

（補助事業者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- （1）主たる拠点を山形県内に有し、主として山形県内で活動を行う地域新電力であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者資格の欠格要件）の規定に該当するものでないこと。
- （3）この要綱の施行時から第6条による交付申請書提出までの間、山形県の物品及び役務の調達等に係る競争入札参加資格関係事務処理要綱（平成4年3月16日施行）第3条第3項各号に掲げる競争入札等の参加資格を有しない者に該当するものでないこと。
- （4）全ての県税に現に滞納がないこと。
- （5）山形県の事務及び事業における暴力団排除に関する要綱（平成24年7月6日施行）第4条各号に掲げる排除対象者に該当するものでないこと。

（補助事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、オンサイトPPAモデルによる自家消費型太陽光発電設備（出力10キロワット以上のものに限

る。)及び蓄電池(以下「太陽光発電設備等」という。)の導入を行い、その効果の検証を行う事業とする。

- 2 前項の太陽光発電設備等の導入は、県内に事務所又は営業所を有する事業者から設備等を購入し、かつ、県内に事務所又は営業所を有する事業者がその設置工事を行うものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第1のとおりとする。

- 2 補助事業者に交付する補助金の補助額及び補助限度額は、別表第2のとおりとする。
- 3 前項の規定により算出された金額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 規則第5条の規定による補助金交付申請書(規則別記様式第1号)の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記様式第1号)
- (2) 収支予算書(別記様式第2号)
- (3) 誓約書(別記様式第3号)
- (4) 設備設置承諾書(別記様式第4号)
- (5) その他知事が特に必要と認めるもの

- 2 補助事業者は、複数箇所において補助事業を実施しようとする場合においては、前項の補助金交付申請書をそれぞれ別葉として提出しなければならない。

(交付の決定等)

第7条 知事は、補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の交付決定を行ったときは、知事は、補助金の交付申請に係る事項を修正して、又は必要な条件を付して申請者に通知することができる。

(交付の条件)

第8条 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業により機械器具等を設置するに当たっては、その経済効果等が当該需要家にのみ帰属するにとどまらず、県内産業界等への普及に向けた先駆的事例としてふさわしいものであること。
- (2) 第6条の規定により補助金の交付を申請した者は、知事が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、報告を求め又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じなければならない。
- (3) 第6条の規定により補助金の交付を申請した者が、交付決定前に当該申請を辞退

するときは、申請辞退届（別記様式第5号）を、知事に提出しなければならない。

(4) 補助事業の着手は、原則として第7条による交付決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ交付決定前事業着手届（別記様式第6号）を知事に提出し承認を得なければならない。

（補助事業の変更等）

第9条 規則第7条第1項第1号イに定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 申請のあった補助事業の内容及び効果に影響しない範囲での仕様等の変更
- (2) 補助対象経費の総額の30パーセント以内の減少
- (3) その他知事がやむを得ないものとして認めるもの

2 規則第7条第1項第1号の規定により、知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第7号）を提出しなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、その理由を記載した事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第8号）を提出しなければならない。

（補助事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第11条 規則第7条第1項第2号の規定により、補助事業がその属する年度の終了する日までに完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、その理由を記載した遅延等報告書（別記様式第9号）を知事に提出し指示を受けなければならない。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、知事が指定する期日までに、補助事業に係る状況報告書（規則別記様式第2号）を知事に提出しなければならない。ただし、事業期間が6か月を超えない場合は、状況報告を求めない場合がある。

2 補助事業者は、事業開始日の属する年度の翌年度から原則として3年間、毎年度4月末日（同日が山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）第1条による県の休日に当たる場合は翌平日）までに、前年度の事業の実施状況を知事に報告するものとする。

（実績報告）

第13条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は令和7年4月10日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 収支決算書（別記様式第10号）
- (3) 完成写真（施工前・施工後が分かる全景、太陽光発電設備等の写真）
- (4) 工事契約、納品、請求及び支払いに係る証拠書類等の写し

- (5) オンサイト P P A 契約書の写し
- (6) 効果検証報告書（別記様式第11号）
- (7) その他知事が必要と認めるもの

（補助金額の確定）

第14条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の支払い）

第15条 補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付決定の後に、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第12号）を知事に提出しなければならない。

（交付の決定の取消）

第16条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定により交付決定した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が、当該補助金を他の用途へ使用したとき。
- (2) 補助事業者が、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業者が、当該補助事業に関し、法令、規則又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。

- 2 前項各号の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第17条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

- 2 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

（帳簿等の保管）

第18条 補助事業者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、令和7年度から5年間保管しなければならない。

（取得財産の管理の管理、処分制限等）

第19条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、規則第22条ただし書の規定により知事が定める財産処分を制限する期間（以下「財産処分制限期間」という。）は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理（以下「善管注意義務」という。）しなければならない。

なお、譲渡による財産処分を行った場合、財産処分制限期間及び善管注意義務は、譲渡先事業者に移転するものとし、譲渡後、この要綱で定める「補助事業者」とあるのは、「譲渡先事業者」と読み替えてこの要綱で定める各規定を適用する。

- 2 財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間とする。
- 3 規則第22条第3号の規定により処分を制限する財産として知事が定めるものは、取得財産であって、1件当たりの取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械装置、重要な器具その他財産とする。
- 4 補助事業者は、規則第22条の規定により財産処分の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（別記様式第13号）を知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、前項の申請書の提出を受けた後、財産処分の承認をしたときは、同項の申請をした者に通知するものとする。
- 6 知事は、前項の承認をした場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めるときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができる。

（事業効果の公表）

第20条 知事は、本事業による自家消費型太陽光発電（第三者所有モデル）事業の推進を図るため、交付決定した補助事業者から提出のあった補助事業計画書、事業実施状況調書、事業実績書及び効果検証報告書等に基づき、その内容を公表するものとする。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月13日から施行する。

別表第 1

区 分		内 容
補助対象経費	設備費	事業の実施に直接必要な機械装置及びこれらに附帯する設備費
	工事費	事業の実施に直接必要な工事費
	その他の経費	事業の実施に直接必要なその他の経費（プラン等の提案費、設計費及び効果検証費）

※ 補助対象経費については、消費税及び地方消費税は含まない。

別表第 2

区 分			内 容
補助額	設備費 及び 工事費	太陽光 発電設備	出力に 1 キロワット当たり 5 万円を乗じて得た額 ※ 複数の系列で設置する場合の出力は、各系列における太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値を、それぞれ合計した値とする。
		蓄電池	容量に 1 キロワット毎時当たり 6 万円を乗じて得た額
	その他の経費		事業の実施に直接必要な経費の額
補助限度額	設備費及び工事費		施工 1 か所当たり 300 万円
	その他の経費		施工 1 か所当たり 30 万円